

【表紙】**【提出書類】**

訂正有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

2025年10月24日

【発行者名】

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

【代表者の役職氏名】

代表取締役 岡野 大

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア

【事務連絡者氏名】

北野 記実

【電話番号】

03-6810-7856

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

susten新興国インカム・インデックスファンド（年4回決算型）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】当初自己設定額 1億円を上限とします。
継続申込額 1兆円を上限とします。**【縦覧に供する場所】**

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月2日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示します。

原届出書の下記の記載事項につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク」の参考情報

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」

「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」

「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」

第一部【証券情報】

（８）【申込取扱場所】

＜訂正前＞

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の照会先までお問合せください。

＜照会先＞

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

＜訂正後＞

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の照会先までお問合せください。

＜照会先＞

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（略）

④ファンドの特色

（略）

新興国資産のインカムと値上りを同時に狙うならエマージング・インカム

ありそうで無かった組合せ*

当ファンドのベンチマークであるエマージング・インカム指数は、新興国株式と米ドル建て新興国債券を1:2の比率で組み合わせて構成されています。

新興国株式がもたらす成長性と、米ドル建て新興国債券の持つ相対的に高い利回りを組み合わせることで、一般的な株式投資よりも投資効率を高めつつリターンの獲得も目指せる特徴的な指数です。米国株式や先進国株式に投資が集中しがちな投資家にとって、このファンドをポートフォリオに組み入れることで、地域分散とアセットクラス分散の双方の効果的な改善が期待できます。

エマージング・インカム指数
基本の資産配分



※ 委託会社による当ファンド設定時の調査に基づきます（対象：国内籍の公募投資信託）。

○累積リターンの比較



2000年1月4日を100として指数化。

エマージング・インカム:株式会社sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax (円換算ベース)

(2001年12月末までは適用される源泉税率の推定値に基づき委託会社が再計算。)

期間:2000年1月4日～2025年3月末

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

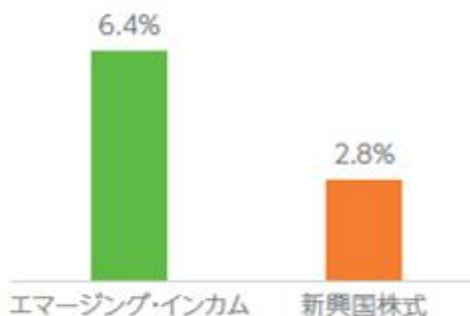
上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

魅力的なポートフォリオ利回り

エマージング・インカム指数のインカム・ゲインは、新興国株式への投資から得られる配当と、米ドル建て新興国債券から得られる利子の2つの源泉を持ち、一般的な株式投資と比較してポートフォリオの利回りが相対的に高い傾向にあります。

この相対的に高水準のインカム・ゲインを安定的に積み上げつつ、長期的にキャピタル・ゲインとのバランスの取れたリターンの獲得を目指します。

ポートフォリオ利回りの比較



エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数(新興国株式に係る配当利回りと米ドル建て新興国債券に係る債券利回りの加重平均)、新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax

時点:2025年3月末基準

出所: Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

○エマージング・インカムの累積リターンの分解



2007年5月末を100として指数化。

エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

累積のインカム・ゲイン:株式配当および債券利子からなる利回りを基に算出したインカム・ゲインの累積額。源泉税は控除したものと計算。

期間:2007年5月末～2025年3月末

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

(略)

<訂正後>

(略)

④ファンドの特色

(略)

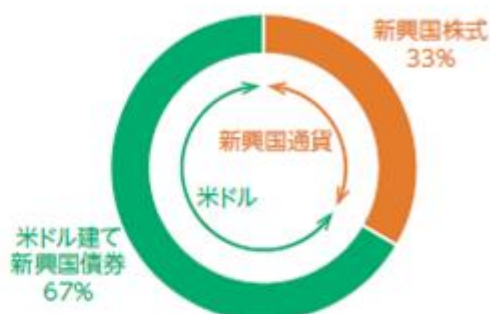
新興国資産のインカムと値上りを同時に狙うならエマージング・インカム

ありそうで無かった組合せ*

当ファンドのベンチマークであるエマージング・インカム指数は、新興国株式と米ドル建て新興国債券を1:2の比率で組み合わせて構成されています。

新興国株式がもたらす成長性と、米ドル建て新興国債券の持つ相対的に高い利回りを組み合わせることで、一般的な株式投資よりも投資効率を高めつつリターンの獲得も目指せる特徴的な指数です。米国株式や先進国株式に投資が集中しがちな投資家にとって、このファンドをポートフォリオに組み入れることで、地域分散とアセットクラス分散の双方の効果的な改善が期待できます。

エマージング・インカム指数
基本の資産配分



※ 委託会社による当ファンド設定時の調査に基づきます(対象:国内籍の公募投資信託)。

○累積リターンの比較



2000年1月4日を100として指数化。

エマージング・インカム:株式会社sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax (円換算ベース)

(2001年12月末までは適用される源泉税率の推定値に基づき委託会社が再計算。)

期間:2000年1月4日～2025年7月末

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

魅力的なポートフォリオ利回り

エマージング・インカム指数のインカム・ゲインは、新興国株式への投資から得られる配当と、米ドル建て新興国債券から得られる利子の2つの源泉を持ち、一般的な株式投資と比較してポートフォリオの利回りが相対的に高い傾向にあります。

この相対的に高水準のインカム・ゲインを安定的に積み上げつつ、長期的にキャピタル・ゲインとのバランスの取れたリターンの獲得を目指します。

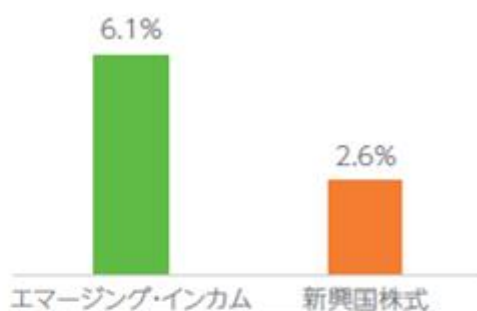
エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数(新興国株式に係る配当利回りと米ドル建て新興国債券に係る債券利回りの加重平均)、新興国株式:FTSE Emerging Net of Tax

時点:2025年7月末基準

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

ポートフォリオ利回りの比較



○エマージング・インカムの累積リターンの分解



2007年5月末を100として指数化。

エマージング・インカム:sustenキャピタル・マネジメントが計算するエマージング・インカム指数

累積のインカム・ゲイン:株式配当および債券利子からなる利回りを基に算出したインカム・ゲインの累積額。源泉税は控除したものと計算。

期間:2007年5月末～2025年7月末

出所:Bloomberg、株式会社sustenキャピタル・マネジメント作成

上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。指数値は実際の運用による結果ではありません。指数値は税引後配当再投資を考慮していますが、実際の投資において収益率を引き下げる報酬や費用等は考慮されていません。指数に直接投資することはできません。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2025年5月19日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

<訂正後>

2025年5月19日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2【投資方針】

(3) 【運用体制】

<訂正前>

(略)

※上記の体制は、2025年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

<訂正後>

(略)

※上記の体制は、2025年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

(2) 投資リスクに対する管理体制

(略)

※上記の体制は、2025年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(略)

<訂正後>

(略)

(2) 投資リスクに対する管理体制

(略)

※上記の体制は、2025年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

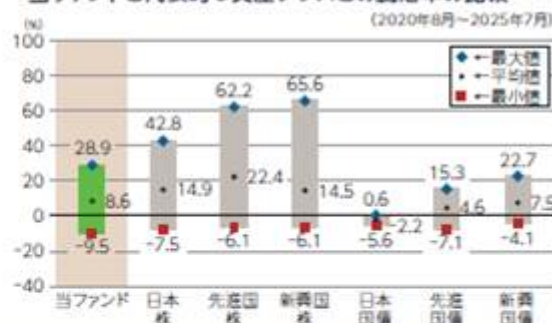
<更新後>

参考情報

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



○当ファンドは設定日が2025年5月19日のため、分配金再投資基準価額は2025年5月末以降のデータを表示しています。一方、年間騰落率は各月末における最近1年間の騰落率の表示であるため、ファンドの年間騰落率に代えてベンチマークの年間騰落率を表示しています。

○分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

○ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における最近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。

ただし、当ファンドは設定日が2025年5月19日のため、ファンドの騰落率に代えてベンチマークの騰落率を表示しています。

○代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。

○代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳解」にてご確認ください。

※上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

※ 上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

(略)

4【手数料等及び税金】

<訂正前>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託財産留保額】

当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額（※）として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額がかかります。

（※）「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、ファンド設定時においては0%とします。

（※）資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(4) 【信託報酬等】

(略)

(5) 【その他の手数料等】

(略)

(6) 【課税上の取扱い】

(略)

※上記は、2025年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

<訂正後>

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額（※）として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.3%以内の率を乗じて得た額(2025年7月末現在0%)がかかります。

（※）「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（※）資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

(略)

(4) 【その他の手数料等】

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

(略)

※上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

5【運用状況】

<更新後>

（１）【投資状況】

（2025年7月末日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		6,010,219	99.84
	内 日本	6,010,219	99.84
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,542	0.16
純資産総額		6,019,761	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2025年7月末日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	新興国インカム・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	5,596,629	1.0654 5,963,087	1.0739 6,010,219	99.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（2025年7月末日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.84
合計	99.84

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2025年5月19日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1特定期間末 (2025年7月25日)	5,917,469	5,917,469	1.0644	1.0644
2025年5月末日	2,562,568	—	0.9937	—
6月末日	3,585,163	—	1.0293	—
7月末日	6,019,761	—	1.0728	—

②【分配の推移】

	1口当たり分配金 (円)
第1特定期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1特定期間	6.4

(注1) 収益率は各計算期間における騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間	5,683,597	123,982	5,559,615

(注) 第1特定期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

(参考)

新興国インカム・インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況

(2025年7月末日現在)

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	5,947,070	98.94
内 日本	5,947,070	98.94
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	63,417	1.06
純資産総額	6,010,487	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（2025年7月末日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	N F新興国債券J PモルガンEMB I プラスヘッジ無	日本	投資信託受 益証券	3,500	1,088.0285 3,808,100	1,102.5000 3,858,750	64.20
2	N F新興国株式M S C I E Mイン デックス（為替ヘッジ無）	日本	投資信託受 益証券	1,280	1,628.1062 2,083,976	1,631.5000 2,088,320	34.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（2025年7月末日現在）

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.94
合計	98.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

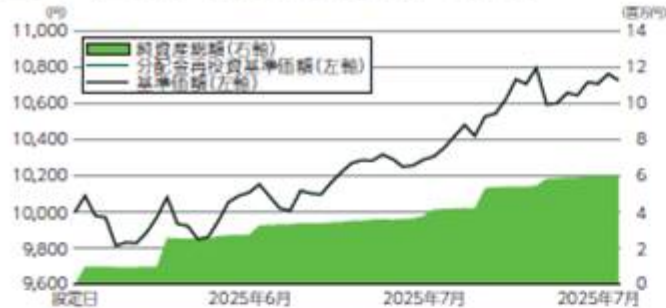
該当事項はありません。

《参考情報》

3．運用実績

基準日:2025年7月31日

基準価額・純資産総額の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の1万口当たりの価額です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算しています。

分配の推移(税引前)

2025年7月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

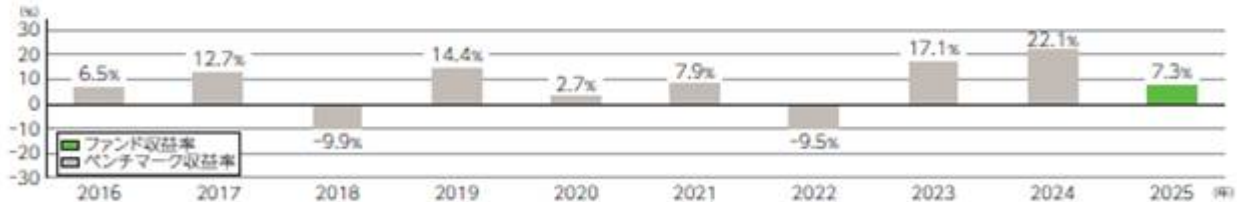
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別構成		組入銘柄		
資産の種類	投資比率(%)	順位	銘柄名	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.9	1	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 国際型上場投信	34.7
短期金融資産等	1.1	2	NEXT FUNDS 新興国債券・JP.モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(為替ヘッジなし) 国際型上場投信	64.2

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※表示期末までの数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算しています。
※2025年は設定日から基準日までの収益率を表示しています。
※2024年以前は、ベンチマーク(エマージング・インカム指数)の年間収益率を表示しています。

※最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
※上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

<訂正前>

2【換金（解約）手続等】

（略）

（4） 換金（解約）手数料

ありません。

（5） 信託財産留保額

当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額（※）として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額がかかります。

（※）「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、ファンド設定時においては0%とします。

（※）資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（6） 換金（解約）代金

（略）

（7） 換金（解約）代金の受渡日

（略）

換金（解約）手続等については、下記の照会先までお問合せください。

<照会先>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

<訂正後>

2【換金（解約）手続等】

（略）

（4） 換金（解約）手数料

ありません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額（※）として、換金申込日の翌営業日の基準価額に対し0.3%以内の率を乗じて得た額（2025年7月現在0%）がかかります。

（※）「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満了前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（※）資金動向、市況動向等によって、解約に応じて発生する費用が増加し残存受益者への影響が大きくなると想定される場合には、信託財産留保額を設ける場合があります。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（5） 換金（解約）代金

（略）

(6) 換金（解約）代金の受渡日

(略)

換金（解約）手続等については、下記の照会先までお問合せください。

<照会先>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

<訂正前>

(略)

④基準価額の照会方法

基準価額は、下記の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

<訂正後>

(略)

④基準価額の照会方法

基準価額は、下記の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

ホームページ <https://susten.jp/>

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期特定期間（2025年5月19日から2025年7月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【susten新興国インカム・インデックスファンド（年4回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

当期 2025年7月25日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,104
親投資信託受益証券	5,907,401
流動資産合計	5,920,505
資産合計	5,920,505
負債の部	
流動負債	
未払解約金	104
未払受託者報酬	190
未払委託者報酬	2,071
その他未払費用	671
流動負債合計	3,036
負債合計	3,036
純資産の部	
元本等	
元本	5,559,615
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	357,854
（分配準備積立金）	252,083
元本等合計	5,917,469
純資産合計	5,917,469
負債純資産合計	5,920,505

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

当期 自 2025年5月19日 至 2025年7月25日	
営業収益	
有価証券売買等損益	259,812
営業収益合計	259,812
営業費用	

受託者報酬	190
委託者報酬	2,071
その他費用	671
営業費用合計	2,932
営業利益又は営業損失（△）	256,880
経常利益又は経常損失（△）	256,880
当期純利益又は当期純損失（△）	256,880
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,797
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,631
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	106,631
剰余金減少額又は欠損金増加額	860
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	860
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	357,854

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当期 自 2025年5月19日 至 2025年7月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	当期 2025年7月25日現在
1. 期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	4,683,597円
期中一部解約元本額	123,982円
2. 受益権の総数	5,559,615口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	当期 自 2025年5月19日 至 2025年7月25日
----	------------------------------------

1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（252,083円）、信託約款に規定される収益調整金（105,771円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は357,854円（1万口当たり643.66円）であります。分配は行っておりません。
-------------	--

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期 自 2025年5月19日 至 2025年7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門として内部統制本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、内部統制本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期 2025年7月25日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	当期 2025年7月25日現在
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	256,988
合計	256,988

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当期 2025年7月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0644円 (10,644円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	新興国インカム・インデックス・マザーファンド	5,544,773	5,907,401	
親投資信託受益証券 合計		5,544,773	5,907,401	
合計			5,907,401	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「新興国インカム・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

新興国インカム・インデックス・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年7月25日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	75,465
投資信託受益証券	5,848,400
流動資産合計	5,923,865
資産合計	5,923,865
負債の部	
流動負債	
未払金	16,358
流動負債合計	16,358
負債合計	16,358
純資産の部	
元本等	
元本	5,544,773
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	362,734
元本等合計	5,907,507
純資産合計	5,907,507
負債純資産合計	5,923,865

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 2025年5月19日 至 2025年7月25日
----	------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
--------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

区分	2025年7月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	990,000円
同期中追加設定元本額	4,615,031円
同期中一部解約元本額	60,258円
元本の内訳	
ファンド名	
s u s t e n新興国インカム・インデックスファンド（年4回決算型）	5,544,773円
計	5,544,773円
2. 受益権の総数	5,544,773口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年5月19日 至 2025年7月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門として内部統制本部が運用リスクの管理を行っており、異常・問題を認識した場合には、速やかに関係部署に報告及び連携して、対応できる体制をとっております。 また、内部統制本部は、リスク管理状況について定期的に投資政策委員会に報告を行っており、投資政策委員会は、リスク管理等の観点から日々の運用業務全体の検証を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2025年7月25日現在
----	--------------

1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年7月25日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	257,006
合計	257,006

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2025年7月25日現在
1口当たり純資産額	1.0654円
（1万口当たり純資産額）	（10,654円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年7月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	N F新興国株式M S C I E Mインデックス（為替ヘッジ無）	1,260	2,051,280	
	N F新興国債券J PモルガンE M B I プラスヘッジ無	3,490	3,797,120	
投資信託受益証券 合計		4,750	5,848,400	
合計			5,848,400	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2025年7月末日現在）

I 資産総額	6,020,217円
II 負債総額	456円
III 純資産総額（I－II）	6,019,761円
IV 発行済数量	5,611,459口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0728円

（参考）

新興国インカム・インデックス・マザーファンド

（2025年7月末日現在）

I 資産総額	6,026,795円
II 負債総額	16,308円
III 純資産総額（I－II）	6,010,487円
IV 発行済数量	5,596,629口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0739円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額等（2025年3月末現在）
(略)

(2) 委託会社の機構
(略)

※上記の意思決定機構は、2025年3月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

<訂正後>

(1) 資本金の額等（2025年7月末現在）
(略)

(2) 委託会社の機構
(略)

※上記の意思決定機構は、2025年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

2025年3月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託5本、合計純資産総額は3,004百万円です。

<訂正後>

(略)

2025年7月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託6本、合計純資産総額は3,162百万円です。

<更新後>

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 282 条および第 306 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）の財務諸表ならびに当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	注記番号	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		665,681	500,767
顧客分別金信託		80,000	80,003
前払費用		17,619	20,429
未収入金		38	75
未取委託者報酬		21	205
未取運用受託報酬		4,026	909
未取消費税等		55,006	30,721
その他流動資産		1,532	7,593
流動資産合計		823,926	640,707
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	17,570	14,423
器具備品	1	12,043	8,943
有形固定資産合計		29,613	23,366
投資その他の資産			
投資有価証券		39,221	12,863
長期差入保証金		29,968	28,584
長期前払費用		633	-
投資その他の資産合計		69,823	41,447
固定資産合計		99,437	64,814
繰延資産			
創立費		24	-
株式交付費		4,779	4,238
繰延資産合計		4,803	4,238
資産合計		928,167	709,759

負債の部

流動負債

預り金	18,005	47,358
未払金	818	612
未払費用	50,178	30,825
未払法人税等	16,825	-
契約負債	9	-
返金負債	-	194
その他	93	-
流動負債合計	85,931	78,991

固定負債

繰延税金負債	1,869	3,448
固定負債合計	1,869	3,448

負債合計

負債合計	87,801	82,440
------	--------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	360,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	1,463,964	1,568,964
その他資本剰余金	1,200,000	1,810,000
資本剰余金合計	2,663,964	3,378,964

利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 2,188,354	△ 2,804,117
利益剰余金合計	△ 2,188,354	△ 2,804,117

株主資本合計

株主資本合計	835,610	624,847
--------	---------	---------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	4,235	1,951
評価・換算差額等合計	4,235	1,951

新株予約権

新株予約権	520	520
-------	-----	-----

純資産合計

純資産合計	840,366	627,318
-------	---------	---------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	928,167	709,759
----------	---------	---------

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	16	315
運用受託報酬	10,040	22,338
その他営業収益	800	-
営業収益合計	10,857	22,654
営業費用		
広告宣伝費	280,898	64,425
調査費		
調査費	3,512	1,667
情報機器関連費	16,763	18,488
その他の調査費	929	24
調査費合計	21,205	20,180
営業雑経費		
通信費	1,185	1,285
印刷費	138	76
協会費	2,131	2,304
諸会費	150	205
その他	7,002	5,689
営業雑経費合計	10,608	9,560
営業費用合計	312,712	94,166
一般管理費		
給料		
役員報酬	42,540	42,540
給料・手当	160,820	183,076
賞与	12,710	5,540
法定福利費	33,008	35,002
その他の福利厚生費	269	232
給料合計	249,347	266,391
交際費	1,053	555
旅費交通費	44	3
会議費	536	350
租税公課	18,110	3,077
不動産関係費		
不動産賃借料	36,494	38,714
その他の不動産関係費	2,177	1,996
不動産関係費合計	38,671	40,711
固定資産減価償却費	10,901	9,713

諸経費		
業務委託費	191,449	179,227
消耗品費	692	347
器具備品費	98	52
システム利用料	23,634	35,406
その他	16,434	9,059
諸経費合計	232,309	224,094
一般管理費合計	550,975	544,896
営業損失（△）	△ 852,831	△ 616,409
営業外収益		
受取利息	8	36
補助金収入	1,000	-
雑益	37	176
営業外収益合計	1,046	212
営業外費用		
創立費償却	48	24
株式交付費償却	3,407	3,311
雑損	1	6
営業外費用合計	3,457	3,341
経常損失（△）	△ 855,241	△ 619,539
投資有価証券売却益	5,735	7,142
特別利益合計	5,735	7,142
投資有価証券売却損	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純損失（△）	△ 849,506	△ 612,396
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	-	2,417
法人税等合計	950	3,367
当期純損失（△）	△ 850,456	△ 615,763

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	△ 1,337,899	△ 1,337,899	1,186,065
当期変動額							
新株の発行	260,000	240,000	-	240,000	-	-	500,000
減資（△）	-	-	-	-	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 850,456	△ 850,456	△ 850,456
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	260,000	240,000	-	240,000	△ 850,456	△ 850,456	△ 350,456
当期末残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	-	-	520	1,186,585			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	500,000			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 850,456			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,235	4,235	-	4,235			
当期変動額合計	4,235	4,235	-	△ 346,220			
当期末残高	4,235	4,235	520	840,366			

当事業年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
当期変動額							
新株の発行	300,000	104,999	-	104,999	-	-	404,999
減資（△）	△ 610,000	-	610,000	610,000	-	-	-
当期純損失（△）	-	-	-	-	△ 615,763	△ 615,763	△ 615,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	△ 310,000	104,999	610,000	714,999	△ 615,763	△ 615,763	△ 210,764
当期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	4,235	4,235	520	840,366			
当期変動額							
新株の発行	-	-	-	404,999			
減資（△）	-	-	-	-			
当期純損失（△）	-	-	-	△ 615,763			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 2,285			
当期変動額合計	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 213,048			
当期末残高	1,951	1,951	520	627,318			

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具備品 3～15年

- (2) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費 5年間の均等償却によっております。

- (2) 株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

- (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

- (3) 契約負債

毎月の委託者報酬確定時、またはキャンペーン期間中に付与したポイントについては当該時点で履行義務を識別し、将来の使用見込み等を考慮した上で算定された履行義務については貸借対照表上「契約負債」または「ポイント引当金」に計上し、ポイントの利用及び失効に従い収益を認識しております。

[貸借対照表関係]

有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産	24,254	29,532

[株主資本等変動計算書関係]

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	-	352,361	-	352,361
合計（株）	5,295,702	352,361	-	5,648,063

（変動事由の概要）D種優先株式の発行による増資 352,361株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式数 （株）				当期事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	-	749,999	-	749,999
合計（株）	5,648,063	749,999	-	6,398,062

（変動事由の概要）E種優先株式の発行による増資 749,999株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当期事業年度末 残高（千円）
		当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に営業費用における広告宣伝費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。預り金のうち、顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり短期間で決済されるため、リスクは限定的であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

② 信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り取引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	39,221	39,221	-
資産計	39,221	39,221	-

(注1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

未払費用

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	665,681	-	-	-
顧客分別金信託	80,000	-	-	-
合計	745,681	-	-	-

当事業年度（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	12,863	12,863	-
資産計	12,863	12,863	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
顧客分別金信託
預り金

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内(千円)	5年超 10年以内(千円)	10年超 (千円)
現金・預金	500,767	-	-	-
顧客分別金信託	80,003	-	-	-
合計	580,770	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,221	-	39,221
資産計	-	39,221	-	39,221

当事業年度（2024年12月31日）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	12,863	-	12,863
資産計	-	12,863	-	12,863

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	39,221	33,116	6,105
合計	39,221	33,116	6,105

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	12,863	9,879	2,984
合計	12,863	9,879	2,984

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	32,511	5,735	-
合計	32,511	5,735	-

当事業年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券 証券投資信託	30,278	7,142	0
合計	30,278	7,142	0

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	(注1)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

(注1) 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点に受益者として指定された者に交付されます。

(注2)

- ① 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- ② 当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前（株）	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20 円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
- 千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	659,336	963,968
減価償却超過額	880	1,406
資産除去債務	1,024	1,635
その他	62	98
繰延税金資産小計	661,303	967,108
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 659,336	△ 963,968
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,967	△ 3,140
評価性引当額小計	△ 661,303	△ 967,108
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未収還付事業税等	-	2,417
その他有価証券差額金	1,869	1,031
繰延税金負債合計	1,869	3,448
繰延税金負債の純額	1,869	3,448

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2023年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	659,336	659,336
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 659,336	△ 659,336
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2024年12月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	963,968	963,968
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 963,968	△ 963,968
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	-	-
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
住民税均等割	注記を省略しております。	注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識に関する注記)

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
損益計算書に記載のとおりです。
- 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無い場合、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無い場合、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

（関連当事者情報）**1. 関連当事者との取引**

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 （千円）	事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末 残高
主要株主 （法人）	株式会社 マネーフォワード	東京都 港区	26,716,695	情報・ 通信	被保有 直接35.11%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注1)	500,000	-	-

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 （千円）	事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末 残高
主要株主 （法人）	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都 新宿区	6,173,323	投資運用	被保有 直接19.16%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注2)	99,999	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 2023年8月16日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式352,361株を引受けたものです。

（注2） 2024年9月26日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき540円で当社株式185,185株を引受けたものです。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）	当事業年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
1株当たり純資産額（円）	0.00	0.00
1株当たり当期純損失（△）（円）	△ 157.04	△ 107.30

（注1） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注2） 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純損失（△）（千円）	△ 850,456	△ 615,763
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失（△）（千円）	△ 850,456	△ 615,763
普通株式の期中平均株式数（株）	5,415,408	5,738,454
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	1,069,850	1,069,850
うちD種優先株式	119,706	352,361
うちE種優先株式	-	90,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

（注3） 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	840,366	627,318
純資産の部から控除する金額（千円）	840,366	627,318
うちS種優先株式	-	-
うちA種優先株式	-	-
うちB種優先株式	-	-
うちC種優先株式	339,846	-
うちD種優先株式	500,000	221,799
うちE種優先株式	-	404,999
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)		
	注記番号	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		208,682
顧客分別金信託		110,033
前払費用		15,378
未収入金		39
未収委託者報酬		360
未収運用受託報酬		410
その他	1	12,250
流動資産合計		347,156
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券		14,231
長期差入保証金		22,242
投資その他の資産合計		36,473
固定資産合計		36,473
繰延資産		
株式交付費		3,033
繰延資産合計		3,033
資産合計		386,663
負債の部		
流動負債		
預り金		7,695
未払金		2,854
未払費用		18,883
未払法人税等		475
その他		361
流動負債合計		30,270
固定負債		
繰延税金負債		1,176
固定負債合計		1,176
負債合計		31,446

純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	
資本準備金	1,568,964
その他資本剰余金	1,810,000
資本剰余金合計	3,378,964
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△ 3,076,492
利益剰余金合計	△ 3,076,492
株主資本合計	352,472
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,223
評価・換算差額等合計	2,223
新株予約権	520
純資産合計	355,216
負債・純資産合計	386,663

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
注記番号		(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業収益		
委託者報酬		507
運用受託報酬		866
営業収益合計		1,374
営業費用		26,762
一般管理費	1	222,150
営業損失（△）		△ 247,539
営業外収益		371
営業外費用	2	1,204
経常損失（△）		△ 248,373
特別利益		-
特別損失	3	25,944
税引前中間純損失（△）		△ 274,317
法人税、住民税及び事業税		475
法人税等調整額		△ 2,418
法人税等合計		△ 1,943
中間純損失（△）		△ 272,375

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
					繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
当中間期変動額							
当中間期純損失（△）	-	-	-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
当中間期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 3,076,492	△ 3,076,492	352,472
	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計			
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計					
当期首残高	1,951	1,951	520	627,318			
当中間期変動額							
当中間期純損失（△）	-	-	-	△ 272,375			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	272	272	-	272			
当中間期変動額合計	272	272	-	△ 272,103			
当中間期末残高	2,223	2,223	520	355,216			

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念があります。

また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率は、2025年6月30日現在で193.2%となっており、金融商品取引法第46条の6第2項に定める法定比率は超過しているものの、依然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社では、このような事象又は状況を解消又は改善するために、販売会社の増強、販売会社を通じた当社設定ファンドの販売拡大による運用資産残高の増加に伴う委託者報酬の増加に加え、金融機関向けにNISAを活用した新サービスの提供による収益確保を行い、利益確保及び収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、持続的な経営の早期安定化を目的に、運転資金および事業資金の確保が重要であると判断し、資金調達を計画しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具備品 3～15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

（中間貸借対照表関係）

1. 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

1. 減価償却実施額

(単位：千円)	
当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
有形固定資産	3,240

2. 営業外費用の内主要なもの

(単位：千円)	
当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
株式交付費償却	1,204

3. 特別損失（減損損失）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社	事業用資産	建物付属設備	12,849
	事業用資産	工具器具備品	7,443
	その他	長期差入保証金	5,650

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、本社を単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、使用価値を零と算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式（株）	352,361	-	-	352,361
E種優先株式（株）	749,999	-	-	749,999
合計（株）	6,398,062	-	-	6,398,062

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2025年6月30日）

（単位：千円）		
	中間貸借対照表計上額	時価
投資有価証券		
其他有価証券	14,231	14,231
資産計	14,231	14,231
		差額
		-

（注1）金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場において（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年6月30日）

区分	時価（単位：千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	-	14,231	-	14,231
資産計	-	14,231	-	14,231

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券：当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間（2025年6月30日）

			(単位：千円)
区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	14,231	10,831	3,400
合計	14,231	10,831	3,400

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

中間損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（1）製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額（円）	0.00
1株当たり中間純損失（△）（円）	△ 42.57

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
中間純損失（△）（千円）	△ 272,375
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 中間純損失（△）（千円）	△ 272,375
普通株式の期中平均株式数（株）	6,398,062
うち普通株式	2,500,000
うちS種優先株式	373,563
うちA種優先株式	718,500
うちB種優先株式	633,789
うちC種優先株式	1,069,850
うちD種優先株式	352,361
うちE種優先株式	749,999
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)

（重要な後発事象）

資金の借入

当社は、2025年10月14日開催の取締役会にて、以下の借入の実行を決議し、2025年10月22日付で借入契約を締結及び実行いたしました。

資金の用途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的に充当する予定であります。
借入先	岡野 大
借入金額	50,000千円
借入金利	年2%
借入実行日	2025年10月22日
返済期限	2026年10月21日
返済方法	元本および利息を一括支払
担保の有無	無

第三者割当増資による新株の発行

当社は、2025年10月22日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、2025年10月31日に実行いたします。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	E種優先株式 74,074株
割当価格	1株につき540円
割当価格の総額	39,999千円
資本組入額の総額	20,000千円
払込期日	2025年10月31日
資金の使途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的に充当する予定であります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

（1）受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円 (2024年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行銀行	51,000百万円 (2024年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

（1）受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,369百万円 (2025年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行銀行	51,000百万円 (2025年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
松井証券株式会社	11,945百万円 (2025年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2025年10月1日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

増田 美千子

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているsusten新興国インカム・インデックスファンド（年4回決算型）の2025年5月19日から2025年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、susten新興国インカム・インデックスファンド（年4回決算型）の2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年3月19日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2024年1月1日から2024年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月23日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 増田美千子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっている。また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率が低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月14日開催の取締役会において借入の実行を決議し、2025年10月22日に実行している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月22日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。